

京都運輸支局の取組について

○トラック事業者へのプッシュ型情報収集

- ・トラック事業者の営業所への訪問や電話調査により違反原因行為を行っている荷主・元請事業者の情報を収集

近畿運輸局

トラックGメン始動

～物流SOSを話せる環境～

「積込先、配達先での困りごと、トラックGメンに話してみませんか？」

「トラックGメン」は、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の情報を集めています。

頂いた情報は、貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、荷主に対して配慮を求めます。

※荷主等への対応にあたり、情報提供を特定する情報（社名など）は、伝えません。
荷主等から情報提供が特定されないよう配慮します。

【お電話での問い合わせはこちら】
近畿運輸局京都運輸支局トラックGメン
075-681-9765

トラックGメンポータルサイト
※内容は随時更新中

裏面の様式に記入のうえ、FAXで京都運輸支局まで情報提供することも可能です。

日々の運送業務でお困りごとがあれば、以下にご記入のうえ、京都運輸支局までFAXをしてください。
該当する□にシ点を付けて下さい。（複数回答可）

☐ 長時間の荷待ち
☐ 契約がない付帯業務
☐ 運賃・料金の不当な据置き
☐ 過積載の指示・容認
☐ 無理な運送依頼
☐ 異常気象時の運送依頼
☐ その他（ ）

上記チェック事項の内容をご記入ください。
記入例（「1」を略）に到着指定され、定刻に着いたのに「3時間」以上待たされた。）

上記内容に係る荷主情報

荷主名	
支店・営業所名	
住所	
荷物の種類	例）食料品 等

会社名・所属や名前などについてご記入ください。

会社名・所属（任意）	
お名前（任意）	
連絡先（電話番号・メールアドレス）（任意）	
運輸用（運輸支局）からの連絡可否（※1）	☐ 連絡可 ☐ 連絡不可
「働きかけ」等への使用可否（※2）	☐ 使用可 ☐ 使用不可

（※1）「働きかけ」に利用するかどうかを決定する場合は、掲載内容が正確であることを確認し、掲載内容に誤りがないことを確認してください。
（※2）「働きかけ」に利用するかどうかを決定する場合は、掲載内容が正確であることを確認し、掲載内容に誤りがないことを確認してください。

京都運輸支局FAX番号 075-681-1850

トラック事業者用チラシ

○荷主・元請事業者へのパトロール

- ・物流施設等の荷待ち状況の確認や荷主等への待機時間削減等の協力要請やトラックGメン制度の周知活動を実施

国土交通省近畿運輸局 からのお知らせ

トラックGメンがパトロール中です。

トラックGメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の支店、荷捌き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）を行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

トラックGメンとは？
トラックGメンは、適正運賃の受取や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型（積極的）情報収集」の他、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者本社への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけの実例】

ケース① 運賃・料金の不当な据置き
（食品卸会社・元請主）
…改善策
燃料・運賃・運賃に付随する諸料金の適正化を促すとともに、荷主が適正な運賃を支払うよう働きかけました。

ケース② 依頼（契約）になかった附帯作業
（食品卸会社・元請主）
…改善策
作業時間、運送料金、作業料金をそれぞれ分けて契約を締結しました。

【要請の実例】

ケース① 長時間の荷待ち
（製造業・元請主）
…改善策
「人件費の増大」「出荷の遅延」「顧客からの苦情」など、荷主が抱えている課題を踏まえ、荷待ち時間を削減するための計画策定を指導しました。

ケース② 過積載運行の事実
（食品卸会社・元請主）
…改善策
過積載運行の事実を指摘し、荷主が適正な積載量を守るための計画策定を指導しました。

【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】
違反原因行為を荷主がしている疑いがあると思われる場合 → 荷主が違反原因行為をしていることを疑う合理的な理由がある場合 → 要請してもしなお改善されない場合 → 働きかけ → 要請 → 勧告・公表

※違反原因行為の事実が明らかになった場合、働きかけを行わず、要請を実施する場合があります。

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼

⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ
⇒最高速度違反を招くおそれ
⇒過積載運行を招くおそれ

- 他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。
- 依頼がない付帯業務
…契約がない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要
 - 運賃・料金の不当な据置き
…運賃・燃料・運賃に付随する諸料金の適正化を促すとともに、荷主が適正な運賃を支払うよう働きかけました。
 - ドライバーの拘束時間超過
…配車時刻までに荷揚げが終わっておらずドライバーを待機させる
 - 異常気象時の運行指示
…気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

事実であれば、改善していただく必要があります。
（トラックGメンの働きかけによる事実判明の場合は、改善計画の策定・提出が必要。）

【お問い合わせ先】 国土交通省 近畿運輸局 自動車運送部 貨物課 06-6949-4441
大分運輸支局 総務課 077-822-6733 京都運輸支局 総務課 075-681-9765 奈良運輸支局 総務課 0743-59-2151 高松運輸支局 総務課 077-585-7253 和歌山運輸支局 総務課 073-422-2138 兵庫県運輸支局 総務課 078-453-1104

荷主等用チラシ

○トラック事業者への周知活動

- ・講習会等において、トラックGメン制度について周知

【実施日時】

令和5年11月18日（土）京都府トラック協会城南支部会で講演

令和6年2月15日（木）京都府トラック協会路線部会で講演

令和6年3月5日（火）京都府トラック協会主催の「2024年問題説明会」で講演



京都府トラック協会路線部会（令和6年2月15日）

○トラックドライバーへの周知活動

- ・過積載防止の啓発活動において、
トラックドライバーへトラックGメンのチラシを配布

【実施日時】

令和5年12月20日（水）14:00～15:00

【場所】

名神高速道路 桂川PA（下り線）

